

議案第 18 号

和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

和光市水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成 24 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格基準) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、<u>次号において同じ。</u>）、<u>5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又</u>	(布設工事監督者の資格基準) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、<u>5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (8) (略)

(水道技術管理者の資格基準)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) (略)

- (4) その他前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

- 2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) (略)

(水道技術管理者の資格基準)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する布設工事監督者に必要な資格を有する者

- (2) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) (略)

- (4) その他前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

- 2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。